

# 那覇港管理組合の概要

那覇港管理組合 総務課

## 那覇港管理組合の概要について

那覇港管理組合は、平成 14 年 4 月 1 日に那覇港の前港湾管理者であった那覇市から那覇港の港湾管理を引き継ぎ、新たな港湾管理者として那覇港の管理運営を行っている。

### 1 那覇港管理組合の組織について

(1) 地方自治法第 3 編第 3 章による「特別地方公共団体」の「一部事務組合」である。

※地方自治法第 284 条第 2 項抜粋

普通地方公共団体は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。

(2) 沖縄県、那覇市及び浦添市により組織されている。(那覇港管理組合規約第 3 条)

○一般職の職員は、各組織団体から派遣されている。(地方自治法第 252 条の 17、那覇港管理組合の設立に伴う協定書第 1 条)

○給与の支給については、各組織団体の条例、規則及び規程を適用し、各組織団体において支給している。(那覇港管理組合派遣職員の身分取扱等に関する協定書第 3 条)

(3) 組織団体の負担金の割合は、沖縄県 10 分の 6、那覇市 10 分の 3、浦添市 10 分の 1 となっている。ただし、浦添ふ頭東緑地については、沖縄県 10 分の 8、浦添市 10 分の 2 となっている。

(組合規約第 17 条第 2 項、第 3 項) ※参照資料 1

(4) 管理組合は、平成 14 年 4 月 1 日に那覇市から港湾施設等の譲与を受けるとともに、債権及び債務を継承している。(那覇港管理組合の設立に伴う協定書第 2 条、第 3 条)

### 2 議会の構成等

(1) 議会の構成 (組合規約第 6 条)

沖縄県 5 人、那覇市 3 人、浦添市 2 人・・・合計 10 人

(2) 定例会の回数及び招集時期

回数・・・年 3 回 (組合議会定例会の回数に関する条例)

時期・・・毎年 2 月、8 月、11 月 (組合議会の定例会の招集時期を定める規則)

## 那覇港管理組合組織団体の負担金について

### 1. 組織団体

「沖縄県」、「那覇市」、「浦添市」の3団体

### 2. 組織団体の負担割合

組織団体の負担金割合につきましては、那覇港管理組合規約の第17条第2項において、沖縄県10分の6、那覇市10分の3、浦添市10分の1と規定されております。

また、同条第3項において例外として、浦添ふ頭東緑地、海洋緑地(緑地、海浜)、マリーナ及び臨港道路浦添1号線の一部については、沖縄県10分の8、浦添市10分の2と定められています。

### 3. 負担割合の経緯

沖縄県10分の6、那覇市10分の3、浦添市10分の1の負担割合の経緯については、①人口、②県民所得、③港湾利用企業数の3指標の平均値を総合的に勘案した負担割合となっています。

また、沖縄県10分の8、浦添市10分の2の負担割合については、浦添市の振興策となる事業ということで、沖縄県と浦添市で負担するということになっております。

#### 指標による割合

項目	割合			備考
	沖縄県	那覇市	浦添市	
1 人口による比較	69/100	23/100	8/100	平成9年3月31日住民基本台帳人口(単位:人) 沖縄県 896,839 / 1,295,546 = 0.6922 那覇市 299,985 / 1,295,546 = 0.2315 浦添市 98,722 / 1,295,546 = 0.0762
2 県民所得による比較	58/100	32/100	10/100	平成7年度県民所得(単位:百万円) 沖縄県 1,500,166 / 2,581,717 = 0.5810 那覇市 838,006 / 2,581,717 = 0.3245 浦添市 243,545 / 2,581,717 = 0.0943
3 港湾利用企業数による比較	57/100	32/100	11/100	沖縄県 888 / 1,576 = 0.5634 (単位:社) 那覇市 511 / 1,576 = 0.3242 浦添市 177 / 1,576 = 0.1123
平均	61/100	29/100	10/100	

※人口及び県民所得による比較において、沖縄県の数値からは、那覇市及び浦添市の数値は除いている。

#### 那覇港管理組合規約(平成14年4月1日告示第1号)【抜粋】

(経費支弁の方法)

**第17条** 組合の経費は、次に掲げる収入をもって充てるものとする。

- (1) 組合の財産から生ずる収入
- (2) 国から貸付又は管理の委託を受けた施設又は財産から生ずる収入
- (3) 組織団体から貸付又は管理の委託を受けた施設又は財産から生ずる収入
- (4) 国庫支出金、地方債、委託金、寄附金等の収入
- (5) 組織団体の負担金
- (6) その他組合に属する収入

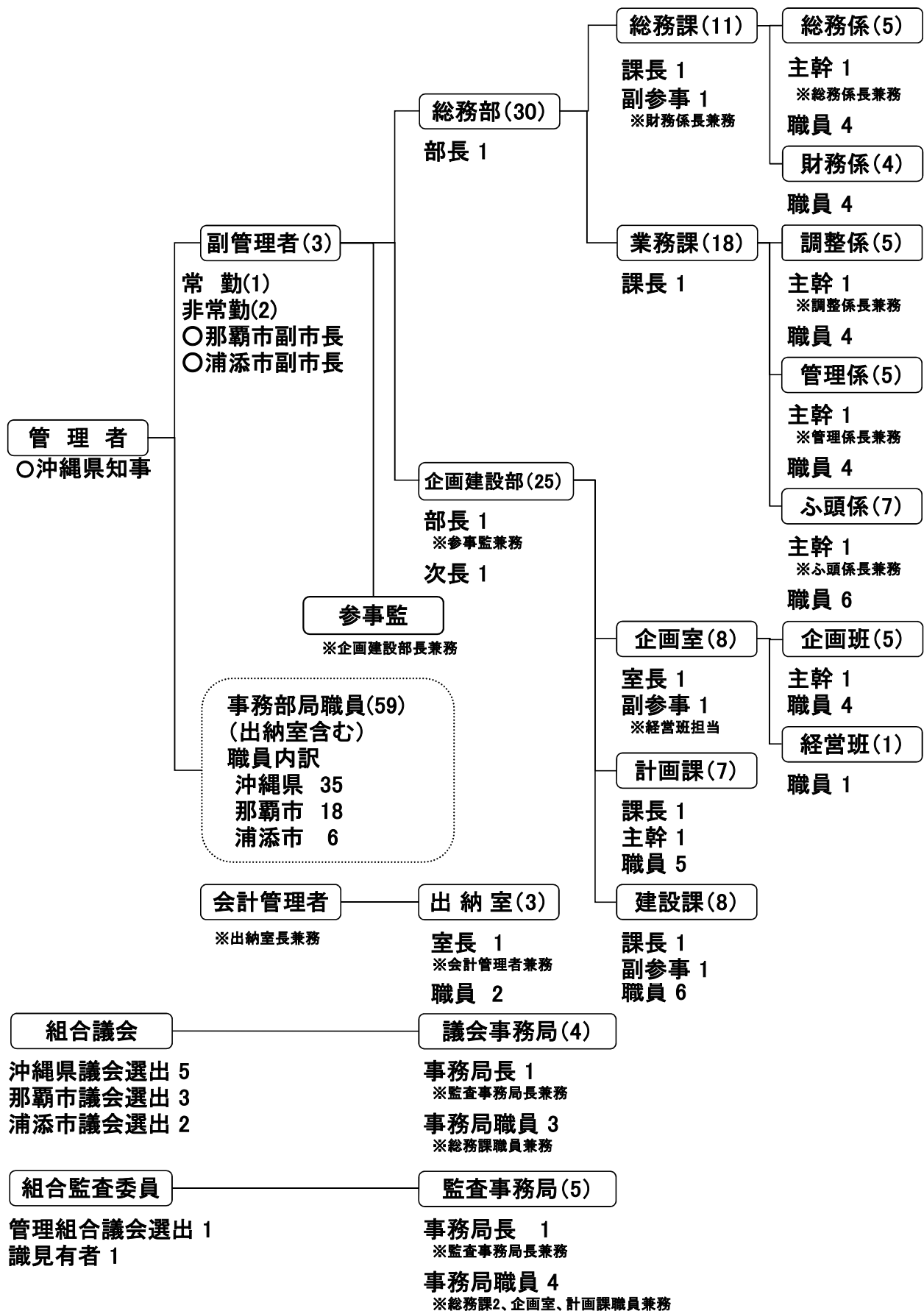
2 前項第5号の負担金に係る組織団体の負担割合は、次のとおりとする。

- 沖縄県 10分の6
- 那覇市 10分の3
- 浦添市 10分の1

3 前項の規定にかかわらず、浦添ふ頭東緑地、海洋緑地(緑地、海浜)、マリーナ及び臨港道路浦添1号線の一部についての第1項第5号の負担金に係る組織団体の負担割合は、次のとおりとする。

- 沖縄県 10分の8
- 浦添市 10分の2

○ 那覇港管理組合組織図(平成26年4月1日現在)



【参考】

- 一般職員 管理組合を構成する組織団体からの派遣
- 管理者 組織団体の長のうちから互選により選出する。
- 副管理者 常勤副管理者は組織団体が推薦し、管理組合議会の同意を得て選任する。非常勤副管理者は管理者の属する組織団体以外の副知事又は副市長をもって充てる。
- 会計管理者 管理組合職員のうちから管理者が命ずる。